

超低出生・南欧諸国の出生変動の研究 —日本の少子化への示唆

Lowest Low Fertility and Family Policies in Southern European Countries

西岡 八郎 (Hachiro Nishioka) 指導：嵯峨座 晴夫教授

日本では合計出生率が2003年に人口動態統計史上最も低い1.29を記録した。政府は1990年の「1.57ショック」以降本格的に少子化の対応に取り組み始めたが、有効な施策が打てず合計出生率は下げ止まる様子がない。

日本の合計出生率よりもさらに低く世界有数の低出生率国である南欧諸国について、南欧諸国の出生変動、あるいは少子化について体系的に議論されることは、これまで全くといえるほどなかった。本稿は、南欧諸国の出生変動、あるいは少子化に関して人口学的分析、社会経済的理由、家族政策的要因などからデータを整備した上で、「人口置き換え水準を長期にわたって下回る」少子化の実態と要因を明らかにすることを目的としている。その上で、南欧諸国との対比を中心に日本の少子化の見通しと対応策を考える示唆を引き出したい。南欧諸国の出生変動分析が立ち後れた原因のひとつは、バックデータの入手が困難なことであった。本稿では、南欧諸国で少子化の始まる以前の1960年以降の経緯を主に扱った。先述したとおり、データの制約もあるが、1970年代中頃から始まる南欧諸国の少子化の分析に堪えうると考える。また、分析の対象はイタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャのヨーロッパ連合 (EU) 4カ国の例を中心に検討する。必要に応じて、その他のEU諸国のデータも掲示した。

第1部では、主に南欧諸国の出生率の動向とその背景にある近接要因・社会経済的要因の変化について検討した。以下に要約する。

(1) 出生率の低下とその近接要因の変化

1) 南欧諸国では、第二次大戦後他の西欧諸国同様ベビーブームがみられ1970年代後半以降に出生率が低下を始め1980年代前半には人口置換水準を下回った。出生率はその後も低下を続けスペインでは1.16 (1998年) と先進国中最低水準まで落ち込み超低出生力状態を経験した。

2) 1970年代後半以降の出生率低下は、他の先進諸国同様、結婚・出産年齢の上昇 (晩婚化・晩産化) によって生じ、イタリア、スペインについては1980年頃からの20年間で平均初婚年齢、出産年齢が3～4歳上昇している。南欧諸国は、同棲・婚外子の拡がりがないため、未婚率の上昇、晩婚化・晩産化は出生率の低下に直結した。高パリティの出生 (3子以上) がこの時期激減し1～2子に集中

し、出生率低下の要因になった。

3) 期間出生率の水準の低さは、単に出産タイミングの変化 (晩産化) だけではなくコーホート完結出生率自体も低下しているためである。南欧諸国では西欧諸国に比べると近代的避妊方法の普及率は低く伝統的方法がなお中心である。

(2) 社会経済的变化と出生率

4) 南欧諸国の未婚化・晩婚化・晩産化の要因としては、女性の高学歴化が進み、教育の男女逆転現象が起きるほどであること、同時に1980年頃からの女性の労働力化の急激な進展などがあげられる (例えばスペインでは25～29歳の女性の労働力率は1960～2000年に、5人に1人から4人に3人程度まで上昇した)。こうした著しい女性の社会進出が続いた反面、労働環境、保育サービス、通勤や住宅問題など制度上の問題への対応が遅れたことが女性に仕事と家庭の二者択一を迫り、少子化を深刻化させる要因となった。

5) 教育期間の伸張、そのため就職年齢が遅くなったこと、また、若者世代の高失業率、住宅政策の不備 (持ち家が中心で若年層向けの賃貸住宅市場が極端に未整備) で住宅事情が厳しいことなどによって、若者の親元からの離家を遅らせ、家族形成期 (結婚・出産の遅れ) への移行が遅滞化し、人口の再生産行動にも影響を与えた。

6) 南欧諸国の場合、性別役割分業など伝統的な家族観が他の西欧諸国に比べ根強く、女性の就労増大の一方で、家庭内の男女間における家事・育児分担が再調整され難く固定的であったことも女性の仕事と家庭の両立困難を増幅した。

第2部では、まず南欧諸国の社会保障給付支出に占める子を持つ世帯・家族への支援費用の程度について他の北西欧諸国の水準と比較検討し、つぎに、出産・育児休暇、経済的支援、保育サービスなど子育て支援をめぐる施策について検証した。

(1) 南欧諸国における家族関係給付支出の水準

南欧諸国では、国家予算の枠組みのなかで社会保障関係への支出枠、さらに高齢者関係給付への定型的高配分があり、家族関係給付支出への予算配分は限定的となっている。しかも、現物給付サービスへの立ち後れは明らかであり、また女性の働きやすさを確保するための両立への支援と併

せて予算規模の面でも整備が不十分である。

(2) 南欧諸国の子育て支援策

イタリア、スペインの出生率は長期に亘って人口置換水準を大きく下回り、欧米諸国中最も低い水準にあるものの、これに対する明示的な出生促進政策は持たない。従来、出生に対する政策はスペインではフランコ政権の立場と同一視され、イタリアではムッソリーニ政権のそれと同一視されることなどの要因が、出生政策回避の背景にある。近年では家族政策の必要性が認識されているが、立ち後れていることは明らかである。

子育てと仕事の両立を支援する施策のうち出産休暇と育児休業については、スペインの場合、前者が16週間あるのみで、これについては100%所得が補償される。イタリアでは5ヶ月の強制出産休暇があり、80%の所得が補償される。その他、両親合計10ヶ月（それぞれ6ヶ月まで）の育児休業の権利があり、30%の所得が支払われる。ただし、父親が5ヶ月以上取得の場合には合計11ヶ月になることもある。子育ての経済的支援については、イタリア、スペインでは家族手当を受け取るためには厳しい取入制限がある。両国とも、基本的にはいずれも出生を促進するものではなく、低所得者に対する貧困対策の性格を色濃く持っている。保育サービスについては各国とも3歳未満児の公的保育サービスが不足しており、3歳未満児の保育所在籍率は3～12%にとどまっている。

南欧の主要国は、1970年代後半以降急激な出生率低下を経験し、スペイン、イタリアでは1990年代後半には合計出生率が1.1台まで落ち込み、近年回復の兆しもみえるが依然超低出生力状態の趨勢にある。出生率低下が、ほかの北西欧諸国に比べ遅く始まったが急速に低下していること、女性の社会進出がやはり遅く始まったが、これも急激に進行していること、しかし、一方で出産・育児支援、経済的支援などが未整備のまま近年まで推移していたこと、性別役割分業観などほかの西欧諸国に比して伝統的価値観が根強いことなど南欧諸国の少子化を取りまく社会的状況と日本の少子化をめぐる環境は比較的似かよっている。

1970年代前半まで長期に続いたスペイン、ポルトガルの独裁政権時代の産業社会やイタリアやギリシャの第2次世界大戦後の経済重視施策による産業近代化は、近代家族の性別役割分業を前提とした産業社会システムであった。その後、女子の高学歴化の拡大、社会的役割観の変化などにより、女子の労働市場への参入が南欧諸国でも進んだ。しかし、社会経済の変化が急激で、企業の雇用慣行、家庭役割など男女役割分業型の社会システムは、女子の就業と出産・子育ての両立には障害となり、これに社会全体のサポートシステムが対応できず、多くの女子にとって仕事と出産・

子育てが分断され、両者の選択的行動を余儀なくされた。このことが南欧社会の出生率低下に直結し拍車をかけた。

すでに述べたように、南欧諸国では社会経済面の急激な変化の反面、ほかの北西欧諸国に比較し価値観変容の速度はゆるやかで、家族観、性別役割分業観（ジェンダー観）、とくに男性の側で性別役割分業観が根強く、ほかの北西欧諸国に比して伝統的価値観の保持が少子化の一因と考えられる。しかし、南欧諸国の伝統的価値観、規範も徐々に弛緩する傾向にあり、これと軌を一にしてイタリア、スペイン、ポルトガルでは出生率が回復する兆しをみせている。南欧の主要4カ国はいずれもEUに加盟しており、EUモデルの制度的改革を推進している。今後新しいモデルが、南欧諸国固有の歴史的背景にもとづく社会文化的なコンテキストのなかでどのように整合・調整され、社会に根付いていくのかによって、今後の少子化の行方にも影響を与えるものと推察される。

南欧諸国の場合、仕事と家庭の両立問題に対して家族・労働政策の対応が遅れており、仕事と家庭の両立支援策として、出産・育児休業とその後の保育サービスとの受け渡しの制度整備などが重要性を増している。また、制度の取得率の低さなどから各種制度を定着・浸透させる必要性が指摘されている。同時に、子育てに対する経済的支援についても、元来低所得者対策的政策を持つなど十分ではない。

かかる南欧諸国の少子化の状況と少子化をめぐる施策は、1980年代半ば以降出生率の反騰がみられたスウェーデン、デンマーク、フランスなどの北西欧諸国に比べると日本の状況とも共通する。子どもをもつ家族・世帯への支援では、フランス、北欧諸国などは「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済支援」の両面で手厚いものに対し、ドイツでは「子育ての両立支援」で劣り、南欧諸国はいずれの面でも弱い。日本は「役割分業型」から「男女共同参画」型への転換を図り、北欧諸国型を目指しつつも両立支援策は不十分であり、経済支援についてはとくに弱い。また、両立支援策、経済支援策をはじめとする施策の強化とともに、固定的な職場の雇用慣行を改めいかに雇用システムの柔軟性を高めていくかも課題である。社会の仕組みを整備・変革すると同時に、制度の利用を個人や企業単位で強制的に義務づけて実効性をもたせ、制度を浸透させることが肝要であろう。適切な施策の実施・強化とその施策の実効性を高めることが望まれる。また、先進諸国間にみられる少子化と家族形成過程との関係の差異に着眼するならば、同棲や婚外出生などを社会的に受容するかどうか、制度面での改善、社会意識の変革も重要である。